工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」（以下「加工食品ガイドライン」という。）に基づくチェックリストを用いた、輸出国段階における自主的な安全管理等を指導する。輸出国対策として、輸出国政府に対し、生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における安全対策の推進を要請し、必要に応じて、現地調査を行うとともに、輸出国の政府担当者並びに輸出国の生産者、製造者及び加工者等（以下「生産者等」という。）に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催する。

なお、ＢＳＥの問題に係る対日輸出牛肉等の安全性確保については、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくこととする。

さらに、環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）を含む経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報の収集及び輸入動向に応じた監視体制の強化を行うこととする。

これらの取組に加え、ＨＡＣＣＰ（Hazard Analysis and Critical Control Point）の導入状況調査を含む輸出国の制度調査の計画的な実施等により、輸出国政府及び生産者等へのＨＡＣＣＰによる衛生管理の普及の推進に努めることとする。

※１　モニタリング検査：法第28条第１項の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。

※２　検査命令：法第26条第２項又は第３項の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。

※３　ポジティブリスト制度：農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度をいう。

１　目的

本計画は、輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

２　本計画の適用期間

平成29年４月１日から平成30年３月31日までとする。

３　輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第４条において、食品の安全性の確保は、必要な措置が国の内外における食品供給の行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保のため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、次の措置を講ずる。

⑴　本省は、輸出国の生産等の段階における安全対策を推進するため、我が国の食品安全規制に関する情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び生産者等へ提供し、本省ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。

⑵　本省は、法違反等が判明した際には、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずるとともに、違反事例について、法第63条に基づき公表を行う。

⑶　本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第８条第１項又は第17条第１項の規定に基づく包括的輸入禁止措置を講ずる。

⑷　本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第55条第２項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。

⑸　検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出等により、法第11条第１項又は第18条第１項の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）への適合性をはじめとする法への適合性について確認する。

⑹　検疫所は、多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。

⑺　検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第26条第２項又は第３項の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。

⑻　検疫所は、輸入者が食品等事業者の責務として自主的な安全管理を推進するよう、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。

⑼　検疫所は、法違反が判明した際には、輸入者に対し、廃棄、積戻し又は食用外用途への転用（以下「廃棄等」という。）の指導等の措置を講ずるとともに、再発防止策について報告を求めるなどの措置を講ずる。

⑽　輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、法違反発見時には、本省、検疫所及び都道府県等は連携を図り、輸入者による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

４　生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

⑴　法第27条の規定に基づく輸入届出による確認

検疫所は、法第27条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第６条各号、第９条第２項又は第16条に該当する食品等でないこと、法第８条第１項又は第17条第１項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第10条の規定に基づき定められた添加物であること及び規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収等により確認する。

⑵　法第28条第１項の規定に基づくモニタリング検査

検疫所が実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の安全性について幅広く監視し、法違反が発見された場合には輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的とする。

①　モニタリング計画の策定等

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、法違反率、輸入届出件数、輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査項目別の検査件数（以下「モニタリング計画」という。）を策定する。

また、ポジティブリスト制度による残留農薬等の検査を着実に実施するため、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例等を勘案する。

さらに、冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえ、引き続き、加工食品の成分規格に係る検査を重点的に実施するとともに、海外情報等を踏まえ、腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌、リステリア・モノサイトゲネス等の病原微生物に係る検査を重点的に実施する。

加えて、過去の検査の結果、違反が発見されないなどの理由から検査件数が少ない肥育ホルモン剤等に係る検査について、検査体制の整備を図り、一定の検査数を確保して実施する。

平成29年度のモニタリング計画は、別表第１のとおりとする。

なお、輸入動向、検査及び制度調査の結果、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生状況並びに不衛生食品等の回収等の情報に基づき、モニタリング計画を見直す。

②　モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画に規定された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があり、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があるため、輸出国における残留農薬等の管理の検証を目的としてモニタリング検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所別又は食品群別の検査計画の実施が困難と判断する場合等にあっては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じて見直しを行う。

なお、緊急の場合等には、法第28条第４項の規定に基づき、登録検査機関に試験事務を委託する。